

事業計画書

第25期 令和6年度（2024年度）



kashokai
nukumorinosono since2000

社会福祉法人 嘉祥会

はじめに

社会福祉法人嘉祥会 ぬくもりの園は平成12年(2000年)の創立より、第24期を迎えることとなりました。これからも、ゆっくりと楽しく安心した生活の支援を、「真直な心」、「誠実な心」、「奉仕の心」を持って、ご利用者、ご家族、地域の皆様とともに取り組んでいくことを目標としています。

今春の、3年に1度の介護報酬改定は概ねプラス改定となりましたが、昨今の物価高等による影響を全て押しよけるものではありません。経営の効率化を図り、基盤の安定、収支の改善により、今まで以上に職員の人材育成に注力し、個人並びにチームとしてのスキルアップに取り組んで参ります。

国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、町田市における65歳以上の人口割合は2020年の27.6%から2050年には36.7%に上昇し、都内62市区町村中では14番目と上位に位置しています。2022年に町田市より公表された施策計画「町田市地域ホッとプラン」(旧「町田市地域経営ビジョン 2030」と「第3次町田市地域福祉計画」の両計画の統合)内では「人と人がつながり、多様な価値を尊重し合うことで、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指す」ということをプランの目的とされています。引き続き、市策にも繋がる地域共生社会実現の一助を担い、近隣地域の「ハブ(Hub)」のような存在になれるよう取り組んで参ります。

目覚ましい進化を遂げている人工知能、AI関連の技術。様々な技術や、これまでの見識を有効に活用することで、引き続き、私たちが最も大事にすべき、人と人同士の関わり、ぬくもりを感じられる時間を更に確保して参ります。今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

目次

1.	法人本部 事業計画書	P 1
2.	グループホーム ぬくもりの園 事業計画書	P 3
3.	デイサービス ぬくもりの園 事業計画書	P 6
4.	ショートステイサービス ぬくもりの園 事業計画書	P 9
5.	居宅介護支援事業所 ぬくもりの園 事業計画書	P 11
6.	ヘルパーステーション ぬくもりの園 (高齢者福祉) 事業計画書	P 13
7.	ヘルパーステーション ぬくもりの園 (障害福祉) 事業計画書	P 15
8.	サービス付き高齢者向け住宅 清住の杜町田 事業計画書	P 17
9.	地域密着型デイサービス Cherish 事業計画書	P 20

法人本部

■ 重点目標

(1) 職員の「心と体の福利厚生イベント」の開催

働く職員は体もですが心のケアも必要です。スポーツジム等もなかなか継続して通うことも難しい職員もいます。コロナ禍以降職員が集まる機会も少なくなりましたので、他事業所の職員の交流の機会も兼ね 2024 年度は、職員の心と体のケアとして、理学療法士の職員による「腰痛予防体操」や「アロマヨガ」。またテントサウナ協会の方のご協力による「テントサウナ」等の「心と体の福利厚生イベント」の機会を設けます。

(2) 業務マニュアルの再構築

各事業所における業務マニュアルの再構築を行います。重要な点を改めて認識し、動画マニュアルも作成し、より視覚化させることで、改めて業務の全体的な質の向上が図られ、新人職員の早期習得に繋げ、ご利用者と職員が接する大切な時間の拡大を目指します。

(3) 法人と法人の協力による地域貢献活動

昨年度に続き、忠生第 1 高齢者支援センターとの Cherish コラボレーションによる、小山田桜台での出張相談会を「さくら保健室」として、相談窓口や、酒饅頭の販売等、地域イベントの開催をします。

嘉祥会と同じ、自治会域、清住平自治会内にある、社会福祉法人基督児童福祉会 パット博士記念ホーム様、社会福祉法人まちのひ はくほうアイビー様との協力により、地域に向けての「地域食堂」等のイベントの開催を行い、同じ地域の児童、障がい、高齢の連携の強化を行っていきます。

【 1.基本理念 】

社会福祉法人嘉祥会は、人間としての「尊厳」を重視し、利用者個人の「意思」を尊重した生活の場を目指します。

また、ご利用される皆様には、ゆっくりと、いっしょに、楽しく安心した生活の支援を、真直な心、誠実な心、奉仕の心を持って、ご利用者やそのご家族と共に施設運営に取り組むことを理念とします。

【 2.基本方針 】

(1) ご利用者の生活の質の向上

ご利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、その人らしい生活の実現に努めます。また、ご利用者の心身の変化に応じて随時ケース会議で取り上げて改善します。

(2) 事業運営の透明性の確保

ご利用者、ご家族、地域住民等へサービス内容や経営状況についての透明性に努めます。また、外部による第三者評価などを実施し、情報公開を積極的に行います。

(3) 事業執行の適正化

事業執行にあたっては、介護保険、財務会計さらに個人情報保護等に関する法令等を遵守して、適正な事業執行に努めます。

(4) 公益性の推進

社会福祉事業の主たる担い手という高い公益性を有する法人とし、また、地域の多様な福祉需要に対応していくために、低所得者や制度の狭間にいる方々に対しての支援、公益的な事業の実施など、社会福祉法人としての役割を担います。

(5) 施設の社会化の推進

地域行事への参加、関係団体、他業種との連携など、地域との関係強化を図るとともに、ボランティアの受け入れを積極的に行います。また、本会が知り得た、専門的なケア技術や所有している設備等を地域の方々にご利用していただき、本会の行事への参加も促進します。

■ 重点目標

(1) 認知症対応型共同生活介護（以下、グループホーム）

ア. ご入居者と地域の方との触れ合う機会を増やします

日常の散歩や買い物で地域住民との交流を深め、地域の清掃活動や夏祭りなどの諸行事などに参加します。また、地域の資源、図書館や博物館などの情報をご入居者に提供し、積極的に利用します。ご入居者の生活範囲を広げ、地域住民と触れ合う機会を増やすことで、自らが地域住民の一員であると実感していただきます。

(2) 共用型認知症対応型通所介護

ア. 在宅での生活の支援

定期的に作成しているグループホーム便りに共用型デイサービスの空き状況を載せています。他事業所の玄関ラック等にも設置し、ケアマネジャーからの問い合わせに対応します。

【 1.目的 】

家庭的な環境の中で、食事や入浴、排泄などの日常生活の支援及び心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のもと、ご入居者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活が送れるよう支援することを目的とします。

【 2.運営方針 】

(1) 入居者の生活／緑豊かな環境の中、ご入居者のペースで、ゆったりと、安心し、ご自宅で生活しているような雰囲気作りを目指します。お一人おひとりの役割を見つけ、それが生きがいとなり自立につながるよう日常生活を支援します。

(2) 地域との交流／自治(町内)会主催の行事や地元小学校の行事、隔月に開催している地域運営推進会議などを通じて自治(町内)会との交流を図り、地域に密着した施設づくりに努めます。

(3) 環境整備／ア. 春と秋に町田市から配布される花の苗を、中庭と玄関前の花壇にご入居者と職員と一緒に植え、水やりや手入れを行います。その成長を楽しみながら、施設の美化に取り組みます。／イ. 毎日の清掃に加え、施設内の床及び窓の清掃を年に1回、エアコン及びエアコン室外機の清掃・消毒を年に1回、専門業者へ委託し、施設内の衛生管理に努めます。

【 3.対象者 】

認知症状のある要介護認定者及び要支援2認定者

【 4.利用定員 】

(1) グループホーム／18名

(2) 共用型認知症対応型通所介護／3名(1日)

【 5.サービス内容 】

(1)入居者の生活／ご自宅で生活をしているような、自由でゆったりとした時間を過ごしていただきます。日々の生活の中で、お一人おひとりが役割を持ち、その役割が自信となって自立した生活を送れるよう支援します。

(2)家族との交流／ア.毎月、ご入居者の日々の生活の様子を手紙にてお知らせします／イ.ご家族にも参加していただける行事として敬老会・クリスマス会・家族会等を開催し、ご入居者とご家族の交流の機会を作ります／ウ.ご入居者とご家族の食事会を開催します。

(3)食事／ア.ご入居者の状態に合った食事の形態を、一口大、刻み食、ミキサー食などに変更しアレルギーや食事量に注意して食事を提供します／イ.流しそうめん、バーベキュー、餅つきなど季節の行事を行い、季節感を味わっていただきます。春には、トマト、きゅうり、なす、おくら、ピーマン等の苗をご入居者と協力して中庭に植え、夏に収穫し食卓を彩ります。／ウ.毎月、栄養士による季節に合った体に良い食事を提供します／エ.旬の野菜を使用し、より健康になっていただける食事を「健康いきいき御膳」として提供します。

(4)体調管理／ア.介護職員、看護師による朝・夕・入浴前後のバイタル測定を行い、体調管理に努めます／イ.1週間に一度の歯科往診を行います／ウ.2週間に一度の内科往診を行います／エ.介護職員によるケアカンファレンスを通して、全職員がご入居者の心身の状態を把握し支援します。また、研修等を通じて感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に努めます／オ.眠りスキャンを導入したことで、ご入居者一人ひとりの睡眠の質を把握し、日中の活動内容の見直しに努め、QOLの向上に努めます。

(5)介護計画／ご入居者とご家族の意向を踏まえて、ご入居者の“できないけれどしてみたいこと”や、職員の気付きや発見をもとに“できるけれどしていないこと”を反映させ、介護計画書を作成します。ご入居者と職員が目標を共有し、達成できるように取り組みます。

【 6.年間行事 】

月	内 容	月	内 容
4月	お花見ツアー	10月	大運動会・バーベキュー大会
5月	母の日会	11月	紅葉狩り
6月	紫陽花見物ツアー・流しそうめん	12月	クリスマス会
7月	七夕まつり	1月	初詣
8月	大夏祭り	2月	節分会
9月	敬老会	3月	ひな祭り会

【 7.施設管理 】

(1)会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容

4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議、研修	11月	運営会議、事業所会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議
7月	運営会議、事業所会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議	3月	運営会議、事業所会議

(2) 防火防災計画

防災教育や毎日定時での自主点検の実施等で、防災に関する職員の意識を高め、予防活動に努めます。また、消防計画に基づき避難訓練と消火・通報を含む総合防災訓練及び地域の防災訓練にご入居者にも参加していただきます。

(3) 感染症対策

コロナウィルス等、感染症の流行情報には十分注視し、除菌やマスク、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、1日2回の換気の実施、消毒を徹底し、拡大防止に努めます。また、ご入居者や職員の健康状態も踏まえ、計画している行事等にも情勢に合わせ柔軟に対応します。

■ 重点目標

(1) 認知症対応型通所介護

ア. 感染症予防策を継続し、安定した運営が行えるよう努めます

職員のマスク着用、ご利用者への協力呼びかけを実施すること、送迎車両や備品等の消毒を継続して行うことで感染予防に努めます。

イ. ご利用者の状況及び状態の掌握を実施し、適したサービス提供に努めます。

ご利用者との日常会話やご家族及び担当ケアマネジャーとの協力を得ながら、情報を集約し、ご利用者に寄り添った支援が実施できるよう努めます。また、事業所内で認知症に関する研修を開催し、認知症を理解することで、ご利用者の生きがいを見いだせるよう努めます。

(2) 地域密着型通所介護

ア. 感染症予防策を継続し、安定した運営が行えるよう努めます

職員のマスク着用、ご利用者への協力呼びかけを実施すること、送迎車両や備品等の消毒を継続して行うことで感染予防に努めます。

イ. ご利用者の利用目的を明確にし、必要な支援及びサービスを提供します。

ご利用者との日常会話やご家族及び担当ケアマネジャーとの協力を得ながら、情報を集約し、ご利用者に寄り添った支援が実施できるよう努めます。そのことで、ご利用目的を明確にし、適したサービスが提供できるよう努めます。

【 1.目的 】

ご利用者が可能な限り住み慣れた地域のご自宅で、自立した生活または介護サービスを受けながら生活出来る様支援してまいります。日常生活上において必要な支援及び機能訓練や生活機能向上、グループ活動などの高齢者同士の交流の時間を設けることにより、心身の機能の維持及びご家族の介護の軽減を図るとともに、ご利用者がデイサービスを利用する事により社会との交流、参加、共存出来る事を目的とします。

【 2.運営方針 】

(1) 環境作り／ご利用者が「また来たい」「あなたに逢えてよかった」と言っていたりするような家庭的で、ホッと出来る場の環境づくりに努めます。昨年に引き続き、コロナ禍において感染予防に向けた日々の備品の消毒や送迎車両の消毒などを実施し、飛沫防止策を行います。

(2) 生きがい作り／ご利用者一人ひとりの生活歴を把握し、日常生活や会話の中から趣味・楽しみ・生きがいを見つけることで、可能な限りそのサービスを提供できるように努めます。

(3) 自立支援の推進／職員が全ての生活動作に支援するのではなく、例えば、配茶、調理、昼食配膳、洗濯物たたみ等、ご自宅で行っていることをしていただく事で、自ら参加し、「出来る」という達成感のあるご利用者主体の支援に努めます。

(4) 家族支援／ご家族と対話(意思・選択・希望・悩み等)の時間を設け、相談、提案することで介護の軽減が図れるよう努めます。

(5) 地域交流／コロナ等の流行状況に留意しながら、ご利用者と地域・ボランティアの方による季節行事や音楽会、発表会、手工芸等を開催することで、地域との交流の場が持てるように努めます。

(6) 開園日／年末年始と日曜日を除いて開園いたします。平日・土曜に加え、祝日も開園します。

(7) 広報活動／「デイサービスだより」を毎月発行し、活動内容や情報をご利用者及びご家族や関係機関へお知らせします。また、コロナ禍においても訪問活動を行えるよう業務の見直しを行いながら、主には電

子メールにて情報の配信を行います。

【3.対象者】

要介護認定者及び要支援認定者

【4.定員】

28名(認知症対応型通所介護12名×1単位・4名×1単位)、(地域密着型通所介護12名)

【5.サービス内容】

(1)生活支援・援助／レクリエーション活動の際には、機能訓練の要素を取り入れ、楽しみながら身体を動かすことで介護予防に努めております。

(2)食事／ご利用者のご状態に合わせた形態で提供し誤嚥予防に努めております。また、変化のない食事メニューにならないよう、季節の野菜を取り入れた調理を実施しております。

(3)入浴／ご利用者のご希望、ご状態に合わせて特殊浴槽、ミスト浴槽、一般浴槽にてご提供しております。

(4)環境整備／室内温度、換気、空気清浄機を活用し感染予防に努めております。年内に改修必要個所の実施を予定しています。

(5)送迎／安全運転に努めながら事故のないよう努めています。新入職員への車椅子送迎車両の手順説明を随時実施しております。

(6)体調管理／職員は出勤時、ご利用者は毎回利用開始時の検温、血圧測定を実施、職員はマスク着用での勤務、ご利用者へはマスク着用協力依頼をお願いしております。必要に応じて再検温や血中酸素飽和度を計測し安心してご利用できるよう努めております。

【6.年間行事】

月	内 容	月	内 容
4月	お花見めぐり	10月	大運動会
5月	筍御膳	11月	秋の味覚祭り
6月	紫陽花めぐり	12月	クリスマス会
7月	七夕祭フェア	1月	初詣
8月	暑気払い	2月	節分祭
9月	敬老会	3月	ひなまつり

【7 施設管理】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議、研修	11月	運営会議、事業所会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議
7月	運営会議、事業所会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議	3月	運営会議、事業所会議

(2) 消防訓練等

毎日定時での自主点検実施を行い、防災に関する職員の意識を高め、予防活動に努めます。また、消防計画に基づき年2回の消火訓練・通報訓練・避難訓練や消火器取扱い訓練を実施します。

(3) 感染症対策

コロナウイルス等、感染症の最新情報には十分注視し、手指消毒やマスク、定期的な換気、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ、計画している行事等も情勢に合わせ柔軟に対応します。万が一、ご利用者やご家族、職員等にコロナ感染が確認された場合には、速やかに関係機関へ連絡を行い感染拡大予防に努めます。

高齢者ショートステイサービスぬくもりの園（短期入所生活介護）

■ 重点目標

(1) 自律的支援の向上

ご利用者のアセスメントの見直しを行い、現在のご状態を把握し、過剰な介護をしないように、ご自身で出来る事は何かを職員間で情報を共有しながら見つけ出し、付き添いや声掛けにて出来る限り行っていただく事で身体機能の維持に努めます。

(2) 介護ロボットの活用

ご利用者の安心・安全と職員の負担軽減が図れるよう、介護ロボット(見守りセンサータイプ)の活用を行います。夜間帯に起こりやすいご利用者の転倒・転落事故の予防・防止と、夜間帯の職員の負担軽減や仮眠時間の確保を目指します。見守りセンサーによってご利用者の睡眠パターンや排せつリズムをデータに蓄積し、それを活用した根拠あるケアの提供も目指します。

【 1. 目的 】

短期入所生活介護は、ご利用者が可能な限りご自宅で自律した日常生活を送ることができるよう、ご利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、ご家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。介護が必要な方の短期間から必要期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

【 2. 運営方針 】

(1) ユニットケア(個別支援) / ご自宅での生活と同じような生活を送っていただけるよう、ご利用者の生活様式や生活習慣などを把握すると共に、自律した日常生活を過ごしていただけるよう支援します。

(2) 信頼関係の構築 / ア. 緊急を要する依頼も積極的に受け入れ、ケアマネジャーとの信頼関係を築きます。 / イ. ご利用中の様子を、ご家族とケアマネジャーへ、わかりやすく書面で報告します。また、ご家族へはレクリエーション等の写真もお渡しします。

【 3. 対象者 】

要介護認定者及び要支援認定者

【 4. 利用定員 】

20名

【 5. サービス内容 】

(1) 食事サービス / ア. 近隣の畑から採れる新鮮な野菜をふんだんに使用した料理を提供します。また、ご利用者の状態に考慮した形態の食事を提供し召し上がっていただきます。 / イ. 毎月、栄養士による季節に合った体に良い食事を提供します。

(2) 介護サービス / 在宅生活が継続できるよう、ご利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって自律支援に努めます。また、ご利用者に楽しんでいただけるよう趣味趣向や日課を把握してできる限り個別支援を心掛け楽しく過ごしていただけるように提供します。

(3) 機能訓練 / ご利用者の心身の状況を踏まえ、自律した日常生活を送る上で必要な身体機能の維持が図れるよう体操を行い機能訓練に努めます。

(4) 入浴サービス / ア. ご利用者の心身の状況に応じた介助を行い、楽しく、安心して入浴していただけるよう努めます。 / イ. 日替わりで様々な入浴剤を使用し、楽しく気分転換が図れるように努めます。

(5)環境整備／施設内の整理整頓、ご利用終了後には居室内清掃・消毒を行い環境整備に努めます。また、危険箇所の点検を実施し、事故防止に努めます。

(6)体調管理／心身の状況観察やバイタルチェック(血圧・脈拍・体温の測定)等を行い、体調変化の早期発見に努めます。また、必要に応じて服薬の援助、処置などを行います。緊急時には応急処置を行うと共に、医療機関やご家族と連携を図り、迅速に対応するように努めます。

【 6. 年間行事 】

月	内 容	月	内 容
4 月	お花見	1 0 月	秋の大運動会
5 月	春のバーベキュー大会	1 1 月	紅葉見学 秋の花火大会
6 月	紫陽花見物	1 2 月	クリスマス会
7 月	流しそうめん	1 月	初詣
8 月	納涼祭 夏の花火大会	2 月	節分
9 月	敬老祝賀会	3 月	ひな祭り

【 7. 施設管理 】

(1)会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4 月	全体会議、事業所会議	1 0 月	全体会議、事業所会議
5 月	事業所会議、研修	1 1 月	運営会議、事業所会議
6 月	事業所会議	1 2 月	事業所会議
7 月	運営会議、事業所会議	1 月	事業所会議
8 月	事業所会議	2 月	事業所会議
9 月	事業所会議	3 月	運営会議、事業所会議

(2)消防訓練等

消防計画に基づき消火訓練・通報訓練・避難訓練を実施し、ご利用者にも参加していただきます。また、防災備蓄品を準備しております。期限管理も行います。

(3)感染症等

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、窓を開け換気を行い、手指の消毒や除菌、マスクに手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ、計画している行事等も情勢に合わせ柔軟に対応します。

居宅介護支援事業所ぬくもりの園（居宅介護支援）

■ 重点目標

(1) 支援の質の向上～ご利用者の生活の質を担保しつつ、自宅で暮らし続けるための支援を提供する～

様々な個人因子、環境因子を持つご利用者の「住み慣れた家で暮らしたい」というニーズに応えられるよう、居宅介護支援事業所としての支援の質の向上を目指します。疾患の終末期や認知症の状態にある方でも、その方の意思で生き方や最期の迎え方を決められるよう、自己選択・自己決定の原則を尊重し、ニーズに対応した支援を提供できるようケアマネジャー個々のさらなる質の向上を図ります。

具体的には、①カンファレンス(チームケア会議)の定期実施、②事例検討会の実施、③事業所全体および個別研修計画に沿った研修受講、に取り組みます。

(2) 地域包括支援センター(以下「包括C」)との連携強化および信用の獲得～サービス提供地域を拡大し、担当件数の増加を図る～

2023年度においては、多摩市のご利用者獲得に向け、下半期より営業活動を強化し一定の成果を上げることができました。2024年度についても、事業所の立地条件に鑑み、隣接する町田市・多摩市包括Cとのさらなる連携強化および信頼関係の構築を図ります。また、近い将来を見据えた、多摩市への事業拡大も視野に進めていきます。

具体的には、①事業所に隣接する町田市・多摩市包括Cに対する営業活動の実施、②包括Cからの新規依頼を可能な限り受諾できる体制の構築(受諾を即答できる体制の確保、緊急依頼枠の確保、経験のある介護支援専門員の採用等)、に取り組みます。

【 1. 目的 】

ご利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者一人ひとりの目標に沿って総合的・効率的にサービスの提供が行われるよう支援いたします。ご利用者の選択に基づきケアマネジメントの公正中立性の確保を図りながら、要介護状態等の改善・介護予防・重度化予防・認知症症状等の緩和に努め、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 医療機関との情報連携強化に努め、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援いたします。

(2) ご利用者の心身の状況や環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう公平中立に支援いたします。

(3) 要介護状態等の改善または悪化の防止に資することを目的とし、市町村・高齢者支援センター・居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所・介護保険施設・当法人サービス事業者との連携に努め支援いたします。

【 3. 対象者 】

要介護認定者および要支援認定者

要支援認定から改善した事業対象者(新規事業対象者を除く)

【 4. 利用定員 】

介護支援専門員1名あたりの要介護認定者数は、35件を標準担当件数とします。

【 5. 施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、チームケア会議(週1回)	10月	全体会議、チームケア会議(週1回)
5月	チームケア会議(週1回)、研修	11月	運営会議、チームケア会議(週1回)
6月	チームケア会議(週1回)	12月	チームケア会議(週1回)
7月	運営会議、チームケア会議(週1回)	1月	チームケア会議(週1回)
8月	チームケア会議(週1回)	2月	チームケア会議(週1回)
9月	チームケア会議(週1回)	3月	運営会議、チームケア会議(週1回)

(2) 防火防災計画

(1)安全対策／ア. 日頃のご利用者宅への訪問時に、ガスコンロや仏壇等の火の始末に対する注意喚起、家具明器具の落下防止等環境整備に努めます。台風被害、大雨被害、地震被害等非常災害時の対策について、家族とも連携を図ります。／イ. 事業所の書庫等を耐震器具で固定し、転倒防止を図ります。

(2)必需品の備蓄／ア. ご利用者宅への訪問時に、保存食料品や飲料水、医薬品等、必需品の備蓄の実施を呼び掛けます。／イ. 事業所にラジオや乾電池等を備蓄し、情報収集の手段を確保します。／ウ. 事業所に非常持ち出し袋を設置し、非常災害時の緊急対応等に備えます。

(3)連絡体制の整備／ア. ご利用者の緊急連絡先と連絡方法を定め、緊急連絡先を明確化、整備します。／イ. 職員緊急連絡網を整備します。／ウ. 医療機関や地域包括支援センター、関係事業者等の連絡先を明確化、整備します。

(4)職員の防災知識の向上／防災訓練への参加や研修等により、職員の防災知識の向上を図ります。

(5)防災訓練の実施／ア. 併設事業所等と協力し年間2回の防災訓練の実施や、町田市役所主催の災害時情報伝達訓練の通信訓練等に参加し、行政と介護保険事業所等の連絡体制を日頃より確認し非常時に備えます。／イ. 各種災害を想定した行動マニュアルを策定し、非常時に備えます。

(3) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症等に対応するための感染症対策強化に務めます。

1.緊急事態宣言等行政や保健所の指導による「新生活様式」の順守／2.各職員の体調管理や拡大防止、業務存続の対応／3.換気・除菌・マスクの着用・備蓄／4.ご利用者への情報提供・注意喚起／5.サービス事業者との連絡強化／6.オンライン研修等の導入(三密防止)等

■ 重点目標

(1) 気づきとチーム力の向上～ヒヤリハットへの意識改革～

自宅に介護職員1人で訪問して活動をする訪問介護では、職員一人一人の気づき力が大切になります。ハインリッヒの法則(1件の重大な事故の背景には29件の軽微な事故があり、軽微の事故が起こるには300件のヒヤリハットがある)からも、ヒヤリハットはケアの上で起こしていけない事ではなく、気づけたというポジティブな受け止め方を事業所として醸成していく必要があります。ヘルパーステーションぬくもりの園ではヒヤリハット報告書を1日1枚出せるようにし、定期的なケアカンファレンスでリスク把握を行い、事故の防止に繋げていきます。事前にリスク把握し、ケアの質の向上、他の職員が活動に行った際にも事故を防止できるようなチーム力の向上に努めます。

【 1. 目的 】

要介護状態または要支援状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般に渡る支援を行うことを目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 要介護者及び要支援者の心身の状況などに応じた適切なサービスの提供を行います。

(2) 提供された介護サービスについて、ご利用者の目標の達成度や満足度等の評価を行います。また、新たな目標の設定やサービス内容に変更等がある場合は、訪問介護計画の修正を行い、その改善が図れるよう努めます。

(3) サービス提供 / 365日、日中、早朝、夜間のサービスを実施します。

(4) 営業活動 / 新規利用者獲得の為、交流のある居宅介護支援事業所へ月に1回以上ファックスや電話をします。新規やサービスの増回を受けられる曜日と時間をケアマネジャーとご家族にお伝えます。

【 3. 対象者 】

要介護認定者及び要支援認定者。

【 4. 利用定員 】

利用者40名に対し1名以上のサービス提供責任者を配置します。

【 5. 施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議、事故発生再発防止研修
5月	事業所会議、緊急時対応研修	11月	運営会議、事業所会議

6月	事業所会議、認知症研修	12月	事業所会議、プライバシー保護研修
7月	運営会議、事業所会議、感染症研修	1月	事業所会議、倫理法令順守研修
8月	事業所会議	2月	事業所会議、BCP研修
9月	事業所会議、接遇研修	3月	運営会議、事業所会議、虐待防止、身体拘束研修

ご利用者の状態、状況や環境の把握、情報交換、コミュニケーションや介護技術の水準を上げ、適切なサービスを提供できるように、毎月、定期的に職員の研修・会議を実施します。

(2) 防火防災計画

(1) ご利用者宅の落下物、家具等の転倒防止を呼びかけます。

(2) 震災、天災等発生時の対応

ア. ご利用者宅に訪問。または、通信手段により安否の確認を行います。

イ. 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携を図り、情報の共有に努めます。

(3) 感染症対策

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、除菌やマスク、スタンダードプリコーション、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。身体介護の場合はご利用者に説明し、フェイスシールドと手袋を着用しケアにあたります。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ柔軟に対応します。

■ 重点目標

(1) 気づきとチーム力の向上～ヒヤリハットへの意識改革～

自宅に介護職員1人で訪問して活動をする訪問介護では、職員一人一人の気づき力が大切になります。ハインリッヒの法則(1件の重大な事故の背景には29件の軽微な事故があり、軽微の事故が起こるには300件のヒヤリハットがある)からも、ヒヤリハットはケアの上で起こしていけない事ではなく、気づけたというポジティブな受け止め方を事業所として醸成していく必要があります。ヘルパーステーションぬくもりの園ではヒヤリハット報告書を1日1枚出せるようにし、定期的なケアカンファレンスでリスク把握を行い、事故の防止に繋げていきます。事前にリスク把握し、ケアの質の向上、他の職員が活動に行った際にも事故を防止できるようなチーム力の向上に努めます。

【 1. 目的 】

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 事業所の居宅介護員は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【 3. 対象者 】

事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定めます。

居宅介護：身体障がい者(18歳未満の者を除く)／知的障がい者(18歳未満の者を除く)／精神障がい者(18歳未満の者を除く)難病等対象者(18歳未満の者を除く)

【 4. 利用定員 】

利用者40名に対し1名以上のサービス提供責任者を配置します。

【 5. 施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内容	月	内容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議、事故発生再発防止研修
5月	事業所会議、緊急時対応研修	11月	運営会議、事業所会議

6月	事業所会議、認知症研修	12月	事業所会議、プライバシー保護研修
7月	運営会議、事業所会議、感染症研修	1月	事業所会議、倫理法令順守研修
8月	事業所会議	2月	事業所会議、BCP研修
9月	事業所会議、接遇研修	3月	運営会議、事業所会議、虐待防止、身体拘束研修

ご利用者の状態、状況や環境の把握、情報交換、コミュニケーションや介護技術の水準を上げ、適切なサービスを提供できるように、毎月、定期的に職員の研修・会議を実施します。

(2) 防火防災計画

(1) ご利用者宅の落下物、家具等の転倒防止を呼びかけます。

(2) 震災、天災等発生時の対応

ご利用者宅に訪問。または、通信手段により安否の確認を行います。

(3) 感染症対策

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、除菌やマスク、スタンダードプリコーション、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご利用者や職員の健康状態も踏まえ柔軟に対応します。

サービス付き高齢者向け住宅 清住の杜町田 (サービス付き高齢者向け住宅)

■ 重点目標

(1)新規ご入居者の獲得

町田市及び近接市を対象に、地域包括支援センターや病院の地域連携室、施設紹介センター、インターネット広告掲載を活用し営業活動を行います。

(2)楽しみのある生活

ご入居者が外出の機会が増える様に、近隣のイベント情報のお知らせや住宅内でのイベントを企画し行います。また、体力づくりとして午前、午後に行っているラジオ体操や、テレビを活用し体を動かす場を提供します。

(3)環境作り

ご入居者が長くお住まいいただけるよう、お困り事や生活状況に変化が見られた際は、連帯保証人様、担当介護支援専門員と連携してまいります。

【 1. 目的 】

高齢者の賃貸住宅として、基本60歳以上の高齢者にご入居いただき、状況把握サービス(ご入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービス)、生活相談サービス(ご入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするためにご入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービス)を提供します。また、ご入居者が日常生活を営むために医療や介護が必要なご状態となっても、住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、安心・安全な住まいと生活支援を提供する事を目的とします。さらに、居宅介護支援事業所をはじめとして、法人事業所への新規利用に繋げることも目的とします。

【 2. 事業内容 】

(1)生活支援サービスの提供

ア. 基本サービス

①状況把握(安否確認)／毎日、朝食時食堂及び、午前10時頃に各住戸を職員が訪問し、安否の確認を行います。

②生活相談／日常生活の困りごとや不安等について、職員がご相談をお受けします。

③緊急時対応／各住戸の浴室やトイレ等に設置された緊急通報装置から、事務室まで緊急通報があった場合には、職員がただちに住戸を訪問し、状況に応じて救急対応やご家族、協力医療機関等への連絡等を行います。

イ. 選択サービス(有料サービス)

①食事提供サービス／栄養士が考案する献立を調理職員が厨房で調理します。職員が指定する時間にご入居者にお集まりいただくのではなく、朝・昼・夕食とも90分間の幅をもうけ、ご入居者の生活に合わせてあたたかいお食事の提供を行います。

- ②居室清掃サービス／職員が居室(居間および台所、トイレ、浴室等)の清掃を行います。
- ③衣類洗濯サービス／職員が衣類を預かり、洗濯・乾燥をして返却を行います。
- ④付添い・送迎サービス／職員が買い物や通院等の外出に同行・送迎を行います。
- ⑤体調管理サービス／毎日、午前10時頃に職員が訪問し、体温と血圧、脈拍の測定を行います。
- ⑥居室訪問サービス／居室まで訪問いたします。(お食事の配膳下膳、お薬のお届け等)
- ⑦薬の管理サービス／主治医指示のもと、住宅職員が薬を保管し、決められた時間に食堂で薬をお渡し致します。
- ⑧服薬介助サービス／主治医指示のもと、一包化された薬を住宅職員が保管し、決められた時間に食堂でご入居者の手へ介助し、服薬の確認を行います。
- ⑨指定場所送迎サービス／住宅が指定する場所まで送迎を行います。
- ⑩特殊浴槽入浴サービス／特殊浴槽にて住宅職員が付き添い、ご入浴していただけます。
- ⑪食堂内配膳下膳サービス／食堂内のお席まで配膳・下膳を行います。
- ⑫生活介助サービス／住宅職員がゴミ捨て、各種代行、リネン交換等その他ご相談に応じ行います。
- ⑬身体介助サービス／着替えの手伝い等身体的なお手伝いが必要の際、その他ご相談に応じ行います。

(2) 地域交流スペースの活用

建物1階にある地域交流スペースをご利用の際は、除菌やマスクの着用推奨、換気を十分に行い感染症予防、拡大防止に努めます。また、ご入居者と近隣地域にお住まいの皆様との交流の拠点として活用します。さらに、ご入居者の社会参加の機会、集会やサークル活動の場として提供します。

(3) 特殊浴槽等の整備

住戸の浴室のほか、入居当初は動作が自立しているご入居者が、住戸の浴室で入浴することが困難となっても、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、臥位姿勢のまま入浴ができる特殊浴槽を整備します。また、建物2階に大浴場(予約制)を整備し、非日常的な解放感と心地よさを提供します。

【 3. 対象者 】

60歳以上の高齢者または要介護、要支援認定者及びその同居者(配偶者、60歳以上の親族、要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の親族)

(「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう)

【 4. 年間行事 】

月	内 容	月	内 容
4月	--	10月	--
5月	筍御膳	11月	--
6月	七夕飾り	12月	クリスマスプレート
7月	流しそうめん	1月	おせち料理

8月	--	2月	節分
9月	敬老御膳	3月	--

※その他、清住カフェ等不定期のイベントを実施

【 5. 施設管理 】

(1)会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議、研修	11月	運営会議、事業所会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議
7月	運営会議、事業所会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議	3月	運営会議、事業所会議

(2)防火防災計画

消防計画に基づき、年間2回の消火訓練及び避難訓練を行います。

(3)感染症対策

コロナウイルス等、感染症の流行情報には十分注視し、換気や消毒、マスク、手袋等の着用を改めて意識して、備蓄含め感染予防、拡大防止に努めます。また、ご入居者や職員の健康状態も踏まえ柔軟に対応します。

■ 重点目標

(1) 根拠ある質の高いケアを追求し、選ばれる事業所を目指します

専門職としての根拠とホスピタリティのあるサービスを提供し、当法人の理念を体現します。

暮らしの安心や生きる活力に繋がるよう自宅での生活を想像しながらサービス提供に従事し、互いに信頼関係を築き、選ばれる事業所を目指します。

(2) 地域包括支援センター・地域住民と三位一体となり、各々の持つ地域愛を大切にしながら「安心して暮らしを続けられる地域」及び「まちの活性化」を目指します。

同圏域の高齢者支援センターや地域住民の方々とは協働し、「さくら保健室」を立ち上げました。ご利用者及び地域の方々が、生活の困りごとを相談及び解消できる場・人と人が繋がる場となることで、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる一助となるよう取り組んでまいります。また、地域課題を抽出し必要とされている情報や知識を蓄え、引き続き相談窓口としての役割を強化してまいります。

【 1. 目的 】

人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。当法人の理念である住み慣れた地域の中で、その人らしく、安心して生活を送っていただくことを推進していくために、地域における重要な社会資源である介護事業所について、質・量ともに整備していく必要があると考えます。本事業は新たな通所介護サービスを通じて、地域に不足している「生きがい」や「やりがい」を感じられる場の提供を目的とします。

【 2. 運営方針 】

(1) 健康延伸に対する正しい根拠、高い専門性を持って取り組みます

医療・介護・福祉それぞれの職種が専門性を活かし、様々な視点から生活を捉え助言や支援を行い健康寿命の延伸を目指します。また、スタッフは自己研鑽の意識を持ち、互いが尊重しあい学びを得られるような環境づくりを心がけます。

(2) 関わる全ての方々の自尊心が保たれるよう、自己選択、自己決定を互いに尊重します

多職種との連携や地域資源の把握を積極的に行い情報収集することで、様々な選択肢を提示しご本人の望む生き方を自己選択できるよう支援します。加齢や生活環境、支援者の心身の変化に伴う心の揺らぎ等は、在宅生活を送る中で関わる全ての方にそれが生じるものと認識し、寄り添う気持ちと多角的な視点及び高い視座を持ち支援してまいります。

(3) 認知症や障がい、疾病等の有無に関わらず、地域や社会と繋がりが続けられる環境を作ります

社会的処方の拡充を図るべく、時代の変化や地域のニーズを把握し、地域課題を正しく理解する。またご利用者と共有することで、地域との繋がりを絶たず地域の一員である感覚を持っていただけるよう努めます。地域貢献や地域活動への参加はもちろん、通所介護のご利用希望者及び地域住民に対して「参加機会」の提供の場としての役割を担っていきます。

(4)SDGs の目標達成のために私たちができる取り組みを推進・発信していきます

SDGs17の目標から、個人・事業所・地域の単位で取り組めることを考え推進していきます。また、地域の方々と一緒に取り組める機会を積極的に作り、顔が見える関係づくりと地域の団結力を高めるよう努めます。
3:すべての人に健康と福祉を／7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに／8:働きがいも経済成長も/11:住み続けられるまちづくりを／12:つくる責任 つかう責任

【 3.対象者 】

町田市在住の介護保険第一号及び第二号被保険者(要介護・要支援・事業対象者)

※保険外事業は地域住民を対象に含める

【 4. 利用定員 】

定員:10名(地域密着型通所介護提供時の定員。介護保険法に準じ床面積より算出)

※地域向けの保険外事業については定員を超えて提供する可能性も有り

【 5.サービスの内容 】

- (1) 生活指導(相談・援助)／自宅での生活状況の聴取、助言。ケアマネジャー、他事業所と情報共有し連携いたします。ケアプランに基づき計画書の作成を行い、ご本人の目標と本事業で提供する内容を可視化します。(必要に応じ適宜見直しを行う)
- (2) 機能訓練／身体機能面、認知機能面の評価を行い、ご本人と共有いたします。目標達成に向けた計画の立案や代替手段などの提案や自宅内環境における評価、必要に応じて福祉用具導入の提案自主トレーニング指導。
- (3) 健康チェック／バイタルチェック。食事や服薬、生活面における助言や指導を行います。
- (4) 食事／ぬくもりの園のお食事を提供いたします。(嚥下及び口腔機能に対応した食形態の提供)口腔体操、食(栄養面、食事の際の環境設定など)に関する助言・指導を行います。
- (5) 送迎／無理のない配車スケジュールを組み、感染対策を徹底し安全第一で行います。

【 6.年間行事 】

月	内 容	月	内 容
4月	お花見	10月	運動会
5月	菖蒲見学	11月	紅葉狩り
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会

7月	七夕	1月	初詣、書初め
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老祝賀会	3月	ひな祭り

※毎月実施:お誕生日会

【 7. 施設管理 】

(1) 会議・職員研修等

月	内 容	月	内 容
4月	全体会議、事業所会議	10月	全体会議、事業所会議
5月	事業所会議、研修	11月	運営会議、事業所会議
6月	事業所会議	12月	事業所会議
7月	運営会議、事業所会議	1月	事業所会議
8月	事業所会議	2月	事業所会議
9月	事業所会議	3月	運営会議、事業所会議

※隔月(奇数月)実施:さくら保健室 / 4・7・10・1月実施:商店街行事参加

(2) 防火防災計画

年2回の避難訓練や消火訓練など実施し、防災に関する職員の意識を高めるよう努めます。備蓄品や消火器などの点検を定期的に行い、内部環境における備えを整備するとともに、ご利用者に対しても暮らしの中で日頃からできる防災対策を提案していきます。

(3) 感染症対策

感染症に対する正しい知識を持ち、基本的な感染予防対策を日頃より徹底し、「持ち込まない」「持ち出さない」「拡げない」環境づくりに努めます。職員も体調管理を心がけ、情勢に合わせてサービス内容の調整を行いながら業務継続を図ります。感染症発生時は当会のBCPに基づき、他事業所と連携し事業所及び当会全体の事業継続に努めます。

法人概要

法人名

社会福祉法人 嘉祥会 (しゃかいふくしほうじん かしょうかい)

理事長

彌 信道

設立

2000年12月

所在地

東京都町田市下小山田町 2729-2

従業員数

78名 (2024年3月1日時点)

事業内容

認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共用型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、居宅介護支援、訪問介護(高齢・障害)、サービス付き高齢者向け住宅 他

協力・連携

(病院・クリニック)

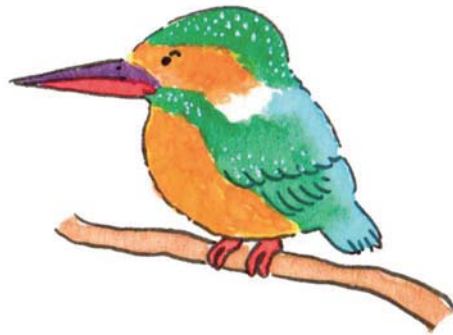
天本病院、あいクリニック、あさがお歯科、小室医院、東林間歯科、社会医療法人河北医療財団
あいクリニック中沢、東林間歯科、根岸薬局

(施設)

介護付有料老人ホームグランマ八王子・立川、サービス付高齢者向け住宅リバーサイド立川、特別
養護老人ホーム福音の家、老人保健施設マイライフ尾根道

(その他)

未来市民法法律事務所、銀座高橋法律事務所、税理士法人フォース、社会保険労務士法人
JPS、株式会社ツクイ、日本庭園陵墓紅葉亭、メモリアルフォレスト多摩、セレモアホールディングス
株式会社、有限会社タイトル企画(介護タクシー)、



[https : // kashokai.com](https://kashokai.com)